

大津市歴史的風土保存区域の指定について

1 大津市の古都指定の経緯

社会資本整備審議会

【諮問】平成 15 年 4 月 14 日

「大津市の古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」

【答申】平成 15 年 7 月 29 日

「大津市を古都に指定することが適当である。」

【古都を指定する政令の改正】

平成 15 年 10 月 10 日公布・施行 大津市を 10 番目の古都に指定

2 大津市歴史的風土保存区域の指定について（経緯）

（1）歴史的風土保存区域について（古都保存法第 4 条第 1 項）

国土交通大臣は、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定

（2）大津市歴史的風土保存区域指定の審議経過について

社会資本整備審議会（都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会）

【審議事項】大津市歴史的風土保存区域の指定について

平成 15 年 11 月 13 日 第 5 回都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会

大津市歴史的風土保存区域（素案）について検討

同素案のパブリックコメント等での意見募集、地元説明会の開催

平成 16 年 3 月 16 日 第 6 回都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会

大津市歴史的風土保存区域（案）を部会として了承

【答 申】大津市歴史的風土保存区域の指定について

平成 16 年 4 月 19 日 社会資本整備審議会会長から、国土交通大臣への答申

（3）大津市歴史的風土保存区域の指定

国土交通大臣

【告示】大津市歴史的風土保存区域の指定

平成 16 年 6 月 15 日 国土交通省告示第 6 5 9 号